

人事院新型インフルエンザ等対応 業務継続計画

令和 7 年 3 月
人 事 院

目次

第1章 基本的な考え方

1. 1	背景	1
1. 2	被害状況の想定	3
1. 3	基本方針	3
1. 4	他計画との関係	4
1. 5	本計画の適用範囲	4

第2章 実施体制

2. 1	平常時の体制	5
2. 2	発生時の体制	5

第3章 新型インフルエンザ等発生時における業務継続

3. 1	業務継続の基本方針	6
3. 2	業務の分類	10
3. 2. 1	発生時継続業務	10
3. 2. 2	発生時継続業務以外の業務	10

第4章 人員、物資等の確保

4. 1	指揮命令システムの確保	11
4. 2	人員の確保	11
4. 3	物資・サービスの確保	11
4. 4	情報システムの維持	12

第5章 感染対策の徹底

5. 1	職場での感染対策	13
5. 2	発生時における感染対策	13
5. 3	海外勤務する職員等への対応	16

第6章 業務継続計画の実施

6. 1	発動・・・・・・・・・・・・・・・・	17
6. 2	状況に応じた対応・・・・・・・・	17
6. 3	通常体制への復帰・・・・・・・・	17

第7章 業務継続計画の維持・管理等

7. 1	教育・訓練・・・・・・・・	18
7. 2	点検・改善・・・・・・・・	18

第1章 基本的な考え方

1. 1 背景

(1) 新型インフルエンザ等の発生

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的に影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要であり、国家の危機管理として対応する必要がある。

政府の各部門においては、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められている。

(2) 政府としての取組

政府は、新型インフルエンザ等対策を進めるため、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和6年7月2日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）を決定し、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの2つを主な目的として、対策を講じている。

具体的には、新型インフルエンザ等が発生した場合、特措法第 15 条第 1 項に基づき新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴き、基本的対処方針（特措法第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針をいう。）の決定等を行う。その際、あらかじめリスト化されている各府省等の有事専従者を内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）に招集し、統括庁の体制を充実強化する。また、感染症対応に係る業務に携わる各府省等の幹部職員を統括庁に併任発令して統括庁の管理の下で政府として一元的な対応を図る。統括庁と関係省庁が一体となって、WHO 等からの発生動向等に関する情報収集、国民・事業者等各層への情報提供・共有、検疫措置の強化や入国制限等の水際対策、サーベイランスや積極的疫学調査等に必要な保健所体制の整備、相談センターの整備、患者の受入に必要な医療提供体制の確保、感染症対策物資等の確保等の初動対応における重要な課題に取り組む。

加えて、政府対策本部の設置にあわせて、感染症対策の実務の中核を担う厚生労働省の体制を強化するため、同省内外から応援職員を招集し、新型インフルエンザ等対策の実施体制を迅速に構築する。その際、各府省等は必要な応援職員の確保に努めることとされている。

また、新型インフルエンザ発生時においても、国の行政機関である内閣官房、内閣法制局、人事院、デジタル庁、復興庁、内閣府、各省、各委員会及び各庁（以下「府省等」という。）の本府省等、地方支分部局、施設等機関の各組織（以下「中央省庁」という。）がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が決定されており、各府省等はガイドラインに沿って、新型インフルエンザ等業務継続計画を策定することが求められている。

（3） 人事院の役割と業務継続計画

人事院は、国民に対し公務の民主的で能率的な運営を保障するため、

- ① 人事行政の公正が確保されるよう、採用試験、任免の基準設定、研修等を実施すること
- ② 労働基本権制約の代償措置として、給与等勤務条件の改定等を国会及び内

閣に勧告すること

- ③ 人事行政の専門機関として、内外の人事制度の調査研究を行い、時代の要請にこたえる人事施策を展開すること

を使命としている。新型インフルエンザ等の発生に際し、人事院の業務の停滞により、国家公務員の勤務の中断等により国民生活への支障が生ずることのないよう「人事院新型インフルエンザ等対応業務継続計画」（以下「本計画」という。）を策定する必要がある。

1. 2 被害状況の想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しい。このため、政府行動計画においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオが想定されているものであるが、職員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

なお、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で予測することは難しいことから、実際には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する。

1. 3 基本方針

新型インフルエンザ等が発生した場合、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策に関する業務や最低限の国民生活の維持等に必要な業務を中断することは許されず、適切な意思決定に基づき継続することが求められる。

一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの職員が本人の感染や同居者等の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、庁舎での勤務ができなくなる可能性がある。更に、新型インフルエンザ等のまん延時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性がある。

本計画は、職員の生命及び健康を守りつつ、必要な業務を継続するために、職場

における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小又は中断することにより業務の絞り込みを徹底して行い、真に継続すべき業務に資源を集中させることを基本として策定する。

1. 4 他計画との関係

人事院においては、平成 20 年 8 月に首都直下地震を想定した「人事院業務継続計画」を策定し、現在まで改正を行ってきているところであるが、地震災害と新型インフルエンザ等では、被害の態様やそれを踏まえた対応が相当異なることから、別に本計画を策定する。（表 1 参照）

表 1 業務継続計画における新型インフルエンザ等による影響とその特性

項目	新型インフルエンザ等
業務継続方針	○感染リスク、社会的責任を勘案し、業務継続のレベルを決める。
被害の対象	○建築物等の社会インフラへの被害が想定される自然災害と比べて、主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が国内全域、全世界的となる（自然災害時に想定される対応である代替施設での業務が不確実）
被害の期間	○病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の可能性があり、過去事例等から想定する影響予測が困難
災害発生と被害抑制	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害規模は感染対策により左右される

出典：新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン

1. 5 本計画の適用範囲

本計画は、人事院本院（国家公務員倫理審査会を含む。）及び公務員研修所並びに各地方事務局（所）（以下「各機関」という。）を対象に適用する。

第2章 実施体制

2. 1 平常時の体制

新型インフルエンザ等の発生段階に応じ、人事院業務における対応を図るため、人事院事務総長を本部長とする人事院新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、また、対策本部の下に、感染拡大につながるおそれのある業務の対処方針及び感染者の発生等に対応するための業務対応等の検討を行うため、事務総局総務課長を幹事長とする新型インフルエンザ等対策本部幹事会を設置（平成28年9月16日事務総長決定）している。これらを通じて、各局等との緊密な連携を図る。

なお、人事院は、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係府省が一体となった取組を総合的に推進し、業務継続に係る各府省間の横断的・統一的事項に関する方針の調整や情報交換が行われる新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議等にオブザーバーとして参加しており、この会議等を利用し、統括庁をはじめとする関係府省との連携を図る。

2. 2 発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、政府対策本部が設置され、基本的対処方針の決定等が行われる。

人事院においては、統括庁と緊密な連携を図りつつ、対策本部を開催して速やかに本計画の発動を決定する。

各課室等においては、本計画の発動を受け、あらかじめ定めておいた人員体制等を、実際の状況に合わせて調整しつつ、具現化する。

なお、政府行動計画で示されている時期区分に応じ、職場における感染対策や継続すべき業務内容を変更する。また、病休者等の増加により、職員の勤務体制や指揮命令系統も変化することから、実際の状況に応じて対応を変更するなど、弾力的な運営を行う。

第3章 新型インフルエンザ等発生時における業務継続

3. 1 業務継続の基本方針

- (1) 人事院においては、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより国民生活、社会経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続する。
（表2及び図1参照）
- (2) 強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、人事院において発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に従事する職員が欠けた場合の代替要員として確保する。
- (3) 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断する。
- (4) 多人数の参加を得て行う会議等の業務については、通信機器の活用を図るなど代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期する。
- (5) 発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、テレワークを基本とするなど、庁舎での勤務を必要としない体制を構築しつつ、庁舎へ出勤する場合においても、グループ分け、フレックスタイム制、早出遅出勤務の活用による時差出勤など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。
- (6) 感染リスクが高いものの、やむを得ず継続することが求められる業務については、より感染リスクの低い実施方法への変更等を検討する。
- (7) 発生時継続業務の着実な遂行のため、平時から発生時継続業務等の業務の仕分けを行い、以下の各時期における業務量の考え方に基づいて、事態の進展を踏

まえて、計画的に発生時継続業務以外の業務量を減少させる。

【新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインより】

(初動期)

統括庁や厚生労働省の方針を適時確認しながら、政府対策本部等が立ち上がり、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ、各府省等は発生時継続業務の再確認を行い、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整えること。

(封じ込めを念頭に対応する時期)

政府対策本部の設置及び基本的対処方針の策定後において、政府は、感染症を封じ込めることを念頭に、確保している医療提供体制で対応可能な範囲に感染を抑制するため、強力なまん延防止対策を行うことが想定される。各府省等は、感染対策を拡充するとともに、発生時継続業務の実施及び継続のために、必要に応じて発生時継続業務以外の業務量を段階的に減らすこと。

(病原体の性状等に応じて対応する時期)

ワクチンや治療薬の開発・普及が十分でない段階においては、基本的に新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、医療提供体制等を勘案しつつリスク評価を行い、これに合わせて、とるべき対策を柔軟に変化させていく。感染拡大に合わせてまん延防止対策がより強化されるとともに、欠勤率が上昇すること等によって発生時継続業務の実施及び継続がより難しくなることが想定されるため、各府省等は感染拡大の傾向を勘案しながら計画的、段階的に発生時継続業務以外の業務量を減らしつつ、発生時継続業務を実施及び継続すること。

(ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期)

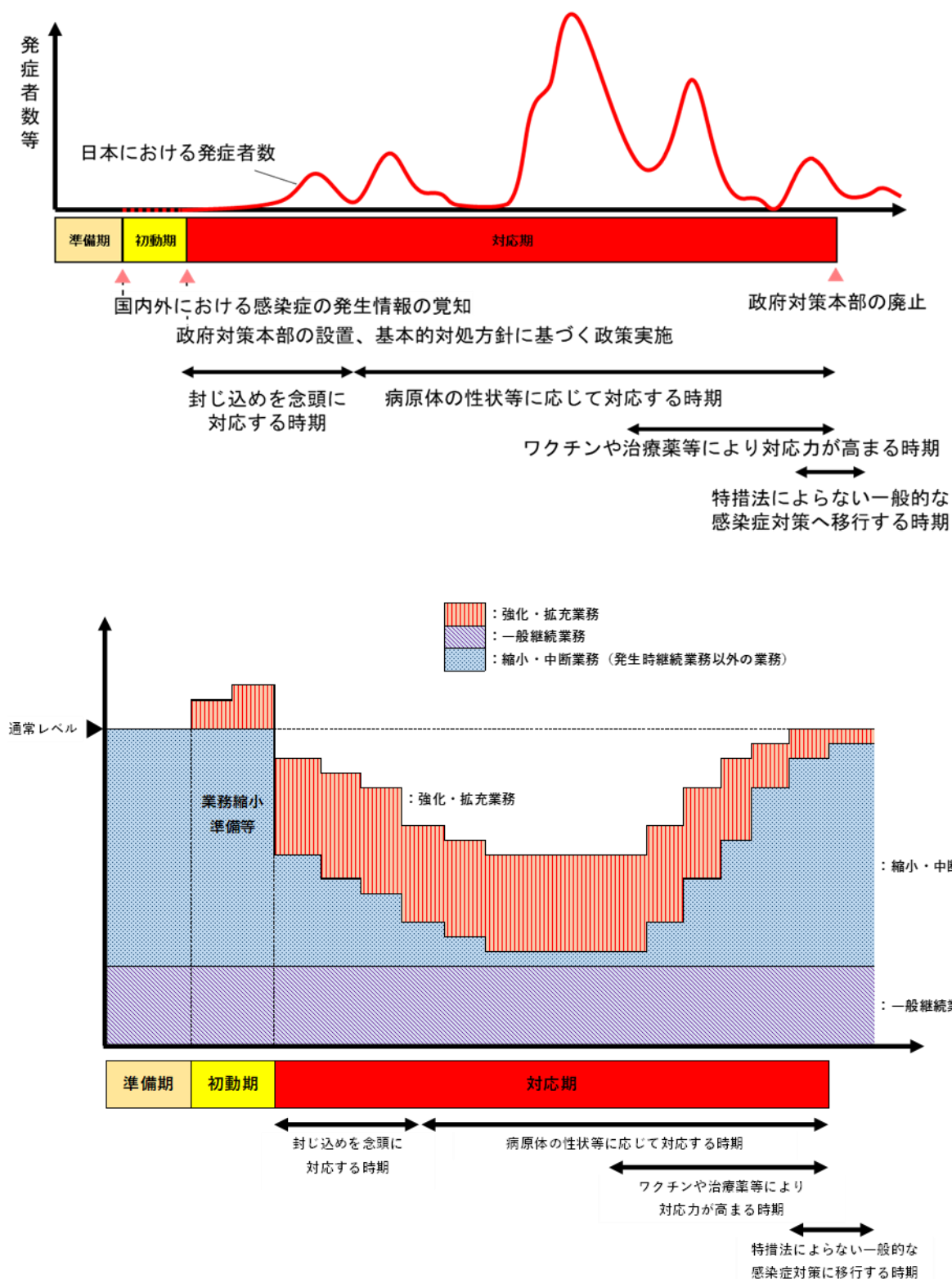
ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期においては、水際対策やまん延防止対策等の国民生活及び社会経済活動に大きく影響を与える措置について、リスク評価に応じて縮小等の検討がなされるとともに、関係機関における実施体制についても、縮小の検討がなされるため、各府省等は適切なタイミングで発生時継続業務以外の業務量を徐々に回復させつつ、必要な感染防止対策

を継続し、通常体制への段階的な移行を検討する。

表 2 業務継続の基本方針

- 強化・拡充業務については、優先的に実施
- 一般継続業務については、適切に継続
- 発生時継続業務以外の業務については、各府省等において発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、大幅に縮小又は中断し、人員を発生時継続業務に投入
- 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断
- 新型インフルエンザ等様症状のある職員に対しては、病気休暇の取得及び外出自粛の徹底を要請
- 患者と濃厚接触し、感染症法第 44 条の 3 第 1 項の規定に基づき都道府県等から外出自粛等の協力を求められた職員に対しては、特別休暇の取得を認め、外出自粛の徹底を要請

図1 新型インフルエンザ等発生時の業務量の変化（イメージ）



出典：新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン

※ここで示している図は1つのイメージであり、実際の感染症危機においては様々なパターンが想定されることに留意すること。

3. 2 業務の分類

人事院の業務のうち、発生時継続業務及び発生時継続業務以外の業務は、以下のとおりである。

3. 2. 1 発生時継続業務

発生時継続業務は、強化・拡充業務及び一般継続業務で構成される。それぞれの主なものは以下のとおりである。

(1) 強化・拡充業務

- ・ 採用試験実施関係業務（試験実施の可否等についての決定、周知）
- ・ 新型インフルエンザ等対策に関する情報収集・分析、連絡調整
- ・ 感染対策業務（マスク、消毒液の配布・補填、感染媒介の懸念がある箇所の消毒、訪問者の入館規制、面談場所の制限等）
- ・ 広報関係業務
- ・ 新型インフルエンザ等発生時における緊急の規則改正・通知発出等業務

(2) 一般継続業務

- ・ 発生時継続業務を遂行するための環境整備
- ・ 予算関連業務等（予算・決算、税制、組織・定員、会計検査への対応等）
- ・ 国会関連業務（質問・資料要求への対応等）

3. 2. 2 発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）

人事院の業務のうち、3. 2. 1に掲げる業務以外の業務

第4章 人員、物資等の確保

4. 1 指揮命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時に、業務上の意思決定者である幹部職員が感染する場合も想定し、意思決定の停滞を防ぐため、各局等においては、発生時継続業務に携わる幹部職員について、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、特に感染対策を講ずるとともに、当該幹部職員が感染し職務執行が困難となった場合の代行者をあらかじめ確保する。なお、幹部職員と代行者が同時に感染しないよう留意する。

4. 2 人員の確保

各課室等において、発生時継続業務の遂行に必要な人員を確保するための計画をあらかじめ策定する。

当該計画においては、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により、家族の都合で出勤困難となる可能性のある職員や、発生時継続業務の遂行のために必要となる専門知識・特殊技能等を有する等の代替が困難な職員を具体的に把握し、最大40%の職員の欠勤率を想定する一方、強化・拡充業務について業務量が増加しても全体が機能するように策定する。

その際、通勤時や勤務時の感染機会を低減するため、班単位で交代して勤務するなど勤務体制を工夫する。

なお、各課室等において、発生時継続業務の遂行に必要な人員を確保できない場合は、各局等において調整して確保する。

また、政府対策本部の設置にあわせて、感染症対策の実務の中核を担う厚生労働省の体制を強化するための応援職員の招集があった場合、必要な応援職員を確保する。

4. 3 物資・サービスの確保

庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても継続して確保することが必要な物資・サービスについて、提供事業者に対し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者

おける事業継続が困難と判断される場合には、代替策を検討する。また、業務継続に必要な物資については計画的に備蓄を進める。

4. 4 情報システムの維持

新型インフルエンザ等発生時においては、新型インフルエンザ等に係る情報収集、国民や事業者、関係機関などへの情報発信が重要となるため、情報システムの維持は不可欠である。

このようなことから、人事院の情報システムの管理に万全を期し、感染拡大による受託事業者の庁舎内常駐者、機器の故障が発生した場合のメンテナンスサービスなどの不足等も想定して措置を講ずる。

第5章 感染対策の徹底

新型インフルエンザ等の場合には、現段階では発生していないため、その感染経路を特定することはできないが、新型インフルエンザ等発生時に庁舎内における感染拡大を防止するために、平時から開始するものを含め、感染対策を実施する。

5. 1 職場での感染対策

庁舎内における感染対策について、適切に実行できるよう、各機関において感染対策責任者及び感染対策業務に従事する職員等をあらかじめ明確にする。

なお、基本的な感染対策としては、以下の事項が考えられる。

- ① 咳エチケット
- ② マスク着用
- ③ 手洗い
- ④ 対人距離の保持
- ⑤ 清掃・消毒

（参考）特定接種

5. 2 発生時における感染対策

以下に示すものは一般的な感染症対策として行われている事例であるが、感染症対策は感染症の特性によって異なり、さらに有事に刻々とその対策が変化していく面を有していることから、ホームページ等を通じて情報を入手し、最新の知見に基づき対応をしていく。

ア) 一般的な留意事項

職員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

- ① 発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤を控えるよう勧奨すること。
- ② 換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を行うこと。
- ③ 出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動すること。

イ) 職場における感染対策の実行（職場の清掃・消毒・換気）

① 職場における接触感染の防止のため、必要に応じ、次の方法等により、職場の清掃・消毒を行う。

a 通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃を行う。

b 職員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などについて、消毒剤による拭き取り清掃を行う。

② 新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染に対応する必要がある場合が考えられる。エアロゾル感染への対策として、建物の構造や室内温度、外気温に応じ可能な範囲で換気を行うことが望ましい（必要な換気量が確保されているかを確認する方法としては、二酸化炭素濃度測定器（CO₂ センサー）の活用等がある。）。効果的な換気のため、必要に応じ次の方法に留意して行う。

a 定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等が重要であることから、機械換気が設置されていない場合には窓開け換気を行う。窓開け換気を行う際には、2方向の窓を開けると換気効果が大きい。換気方法については、夏の暑さ等外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択する。

b 感染を防ぐためには空気の流れにも配慮が必要である。十分な外気の取り入れ・排気と併せ、空気の流れにより局所的に生じる空気のよどみを解消する。エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが可能である。

c 目を覆う程度の高さより高いパーティションや天井からのカーテンなどは、空気の流れを阻害しないよう、空気の流れに対して平行に配置するように注意する。

※上記①及び②の感染対策について、特に発生初期のような病原体の性状が判明していない間は、いずれの対策も行うことが望ましい。

ウ) 職員の健康状態の確認等

人事院は、出勤していない職員本人や同居者等の健康状態を必要に応じて確認

（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）し、理由の把握及び本人や同居者等が感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する。

エ）庁舎内で職員が発症した場合の対処

- ① 病原性等の状況に応じ、発症の疑いのある者を会議室等の別室に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で別室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。
- ② 通常、職員本人あるいはその家族からの連絡が想定されるが、職員本人から直接連絡が困難な健康状態や、家族にすぐ連絡が取れない場合などは、都道府県等が設置する相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養、宿泊療養まで治療方針は変化する可能性があるため、発症者を確認するたびに指示を受けることが望ましい。

なお、新型インフルエンザ等の流行初期には、全ての新型インフルエンザ等患者（疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者を含む。）は入院措置の対象となり、感染症指定医療機関等で治療を受ける。ただし、流行初期以降の感染が拡大している時期には、患者の症状の程度から、入院の必要性の有無を判断する場合もある。患者に入院治療の必要性が認められない場合は、自宅療養や宿泊療養を行うことが考えられる。

（職員の同居者等が発症した場合の対処）

- ③ 職員本人だけでなく、同居者等の発症や職員の感染者との接触についても把握する。
- ④ 同居者等が発症した場合、職員自身が濃厚接触者と判断され、都道府県等から外出自粛等を要請される可能性があるため、国が提供する外出自粛等の期間の基準等の情報を適宜入手する。
- ⑤ また、特に保護者・介護者である職員については、子どもや被介護者が感染した場合、その看病等の対応により、休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることに配慮する。

5. 3 海外勤務する職員等への対応

新型インフルエンザ等が発生した場合、海外勤務、海外出張する職員等及びその家族への感染を予防するため、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

- ① 発生国・地域に駐在する職員等及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。
- ② 発生国・地域への上出張については、不要不急の場合、中止を検討する。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国した際に感染しているおそれがある場合には、医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期することも含めて検討する。
- ③ 海外からの出張者受け入れについては、水際対策により入国制限等の措置が講じられ、出張者の入国（海外へ一時帰国後の再入国を含む）に影響を与えることが想定されることから、国から発信される最新の情報、要請等を参考にし、具体的な対応方針等を検討する。

第6章 業務継続計画の実施

6. 1 発動

国内外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部等が設置された場合、政府の動きに留意しつつ、対策本部を開催し、本計画の発動を決定して、速やかにあらかじめ定めておいた人員体制等に移行する。

発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等が不明である可能性が高いため、発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）については、状況を見ながら必要に応じて縮小又は中断する。

6. 2 状況に応じた対応

本計画発動後は、事態の進展に応じ、本計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について、対策本部に情報を集約し、必要な調整を行う。

なお、発症した職員が回復し、順次職務に復帰している状況においても、その後再び感染の波が生じる可能性がある。この間に病原体が大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間に病原体が大きく変異した場合、回復した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等に感染したと考えられていた者が実は通常の季節性インフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、一度小康状態になっても感染対策を緩めることなく、対応を検討する。

6. 3 通常体制への復帰

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、人事院は、通常体制への段階的な移行を検討する。

第7章 業務継続計画の維持・管理等

7. 1 教育・訓練

本計画を有効に実施するため、全職員に対し周知徹底する。特に、発生時継続業務に従事する職員に対して、新型インフルエンザ等発生時の対応について周知し、理解させるとともに、教育・訓練を行う。

また、庁舎内において発症者が発生した場合に対応する職員等、適切な個人防護策を講じる必要がある職員に対しては、個人防護具の着脱訓練等の実践的な教育・訓練を行う。

7. 2 点検・改善

本計画を有効に実施するため、業務の状況及び職員の異動状況等を踏まえ、必要に応じ、官房部局においては業務分類基準について、各課室等においては人員体制等の計画について修正を行う。

本計画については、新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等の変更が行われた場合等には、適宜改正する。